

令和 5 年 12 月 20 日

新型コロナウイルスワクチン
接種実施医療機関 各位

豊島区池袋保健所
新型コロナウイルスワクチン接種担当課長 飯嶋 智広

今後の新型コロナウイルスワクチン接種について

平素より新型コロナウイルスワクチン接種の推進にご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、令和 6 年度以降の新型コロナウイルスワクチン接種の方向性について、取りまとめられました。令和 6 年度以降、新型コロナウイルス感染症の「まん延予防上緊急の必要がある」と認められる状況にはないと考えられるため、特例臨時接種を令和 5 年度末で終了することとされました。つきましては、特例臨時接種の終了に伴い下記のとおりご連絡いたします。現在、国で検討中の部分については、決まり次第改めてご連絡いたします。

記

1. 現行の接種と来年度の定期接種の比較

	現在(令和 5 年秋開始接種) 令和 6 年 3 月 31 日まで	令和 6 年度から
接種の分類	特例臨時接種	B 類疾病の 定期接種
対象者	生後 6 か月以上の者	①65 歳以上の高齢者 ②60～64 歳で重症化リスクの高い方 ※季節性インフルエンザ定期接種と同様
接種期間・回数	期間:令和 5 年 9 月 20 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで 回数:期間中 1 回	年に 1 回、秋冬を想定
接種勧奨 努力義務	あり (65 歳以上の高齢者+基礎疾患、重症 化リスクが高い方)	なし
自己負担	なし	原則自己負担が発生する予定 (金額については国で検討中)
ワクチンの調達	国が一括して調達し、各自治体で ワクチン配分の調整・配布	一般流通となるため 医療機関が各々調達予定

2. 令和6年度からの主な変更点【予定】

<接種の分類>

- ◆新型コロナウイルスワクチン接種は、主に季節性インフルエンザの定期接種と同様の扱いとなります。

<接種期間>

- ◆現在実施している新型コロナウイルスワクチン特例臨時接種は、令和6年3月31日まで一旦終了します。令和6年4月1日以降の接種は間違い接種となり、その分の接種費用は請求できない可能性がありますのでご注意ください。令和6年度の定期接種は秋冬を予定しています。

<自己負担>

- ◆接種費用の自己負担は、令和6年3月31日まで自己負担なしで接種できます。令和6年度以降の接種は、季節性インフルエンザと同様に原則自己負担が発生する予定です。

<使用ワクチン>

- ◆現在、供給しているワクチンは、令和6年3月31日までに使用してください。4月1日以降は、使用しないでください。令和6年度に使用するワクチンの種類は現状決まっていません。

3. 接種券が回収できない場合の予診票の取扱いについて

通常、本人が持参した接種券を使用することが原則ですが、特別な事情等により接種券なしで接種し、その後本人と連絡がつかない等接種券の回収が困難な事例が散見されます。接種券の貼付がない予診票を保管している医療機関におかれましては、ご確認ください。

(1) 対象医療機関

回収困難により、接種券の貼付がない予診票をお持ちの医療機関

(2) 対応方法

■豊島区民の接種券が必要な場合

接種券を医療機関宛にお送りしますので、以下の3点を下記送付先まで郵送してください。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 「接種券回収困難による発行依頼」「ご担当者様」「連絡先」を記載したメモ、依頼文など② 予診票のコピー ※接種回数の判別のため、回数を赤字で明記してください③ 返信用封筒(宛先記載、切手を貼った状態)※送付先は医療機関の所在地に限る |
|---|

届きましたら予診票原本に貼付し、VRS タブレットで読み取りの上請求してください。

※接種日時時点で当区の住民票が確認できない場合は発行できませんのでご了承ください。

■豊島区外住民の接種券が必要な場合

豊島区では発行できないため、接種日時時点で住民票のある該当の自治体へ、発行可能かお問い合わせください。

※ 未請求の予診票がある場合は、お早めに対応ください。

(3) 送付先

〒170-0013 豊島区東池袋 4-42-16

豊島区 池袋保健所 新型コロナウイルスワクチン接種担当(接種券発行依頼)宛

4. VRS 端末について

現在、ワクチン接種後にタブレット端末で接種券を読み取り VRS (ワクチン接種記録システム) に接種記録を登録していただいておりますが、令和 6 年度の定期接種に移行後は、VRS への接種記録の登録は不要となります。

VRS の使用終了に伴い、タブレットとアダプタ(充電器)、読み取り台は回収を予定しております。回収方法や回収内容につきましては、現在国で検討中です。詳細は決まり次第ご連絡いたします。

また、VRS の使用可能期限は、現時点で令和 6 年 3 月 31 日までの予定とのことです。そのため、VRS 未登録の接種券(予診票)がある場合は、お早めに VRS の登録及び請求をお願いいたします。